

＜別冊＞

自費解体・撤去（費用償還）に関する
標準様式・標準添付書類集
（要綱、申請書類）

令和 8 年 7 月

環境省環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

目次

・自費解体・撤去に要する費用の償還に関する要綱

・自費解体・撤去に関する申請書類様式集

申請者が自治体に提出するもの		自治体が申請者に通知するもの	
□様式第1号 <u>共通提出</u>	自費解体・撤去に要する費用 の償還申請書		
□様式第2号 <u>共通提出</u>	建物配置図		
□様式第3号 <u>共通提出</u>	状況写真		
□様式第4号 条件次第で必要	自費解体・撤去に要する費用 の償還申請に関する委任状		
		□様式第5号	自費解体・撤去に関する償還 金交付決定通知書
		□様式第6号	自費解体・撤去に関する償還 金不交付決定通知書
□様式第7号 <u>共通提出</u>	自費解体・撤去に関する償還 金請求書兼口座振込依頼書		
		□様式第8号	自費解体・撤去に関する償還 取消通知書
□様式第9号 <u>参考様式</u>	内訳書		
□様式第10号 <u>参考様式</u>	自費解体・撤去に関する同意 書・宣誓書		

【災害名】に係る自費解体・撤去に要する費用の償還に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、【災害名】によって被災した損壊家屋等を、自らの費用負担によって解体・撤去（解体又は撤去に付随して行う廃棄物の収集、運搬及び処分を含む。以下「自費解体・撤去」という。）を行うことにより、生活環境保全上の支障を除去した者に対して、民法第697条に基づく事務管理と解して、自費解体・撤去に要した費用の償還（同法第702条第1項又は第2項。以下「費用償還」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 損壊家屋等 損壊建築物、損壊工作物等及び災害廃棄物等をいう。
- (2) 損壊建築物 【災害名】で損壊した【市町村】内に存する家屋、事業所その他これらに類する建築物（事業の用に供する建物である場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等が所有するものに限る。）であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 罹災証明書（災害対策基本法第90条の2に基づき【市町村】長が発行する書類。以下同じ。）【又は被災証明書】により証明された被害の程度が、全壊【、大規模半壊、中規模半壊又は半壊】である建築物
 - イ アに掲げるもののほか、倒壊による危険及び生活環境保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があると【市町村】長が認める建築物
- (3) 損壊工作物等 損壊建築物のある同一敷地内に存する【災害名】により損壊した工作物、がれき等で、早急に解体・撤去をしなければ人的被害又は物的被害を引き起こすおそれがあるもの又は生活環境保全上支障があり、損壊建築物の地上部分の解体と一体的に解体・撤去が行われるもの。
- (4) 被災民有地 個人又は法人（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準じる規模のその他の法人に限る。）が所有する【市町村】内に存する土地（損壊家屋等が存するもの（損壊家屋等が流失したものを含む。）に限る。）で、災害廃棄物等が流入し、又は漂着した状態にあるものをいう。
- (5) 災害廃棄物等 【災害名】によって損壊し、又は変質し、本来の用をなさなくなったことにより廃棄することを余儀なくされた物又は当該物と土砂、流木、岩石、津波堆積物その他自然由来の物質が渾然一体となったものをいう。

（費用償還の対象）

第3条 この要綱に基づく費用償還の対象となる自費解体・撤去は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該損壊家屋等の所有者（所有者が死亡しているときは、相続人その他の一般承継人）又はその委任を受けた者等（以下「所有者等」という。）と自費解体・撤去を行う者（以下「解

体業者等」という。)との契約が【令和〇年〇月〇日※発災日】から【令和〇年〇月〇日】までに締結されたもの。

(2)前号に掲げるもののほか、【市町村】長が必要と認めるもの。

(自費解体・撤去の対象物)

第4条 この要綱に基づく解体の対象となる物は、損壊家屋等とする。

2 この要綱に基づく撤去の対象となる物は、損壊家屋等及び被災民有地内に流入し、又は漂着した災害廃棄物等とする。

3 損壊家屋等を改修するための解体、その他の当該損壊家屋等の一部の自費解体・撤去は、費用償還の対象としない。

(対象者)

第5条 費用償還を受けられる者は、第3条に該当する自費解体・撤去を行った所有者等とする。

(償還金の額)

第6条 費用償還の金額は、第4条各項に規定する自費解体・撤去の対象物のうち費用償還の対象とすべき項目の合計金額と、【市町村】が定める基準に基づき積算した金額の合計との、いずれか少ない金額とする。

(申請)

第7条 費用償還を希望する所有者等（以下「申請者」という。）は、解体事業者等と契約締結前に自費解体・撤去に係る費用等について、【市町村】が設置する相談窓口にご相談するものとする。

2 申請者は、自費解体・撤去に要する費用の償還申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、【市町村】長に提出しなければならない。

(1) 運転免許証、旅券又は個人番号カードその他申請者の本人確認ができる書類の写し

(2) 損壊家屋等の建物配置図（様式第2号）及び状況写真（様式第3号）で、次に掲げるもの

ア 損壊家屋等の全景その他の自費解体・撤去の対象物が特定できるもの

イ 損壊家屋等に係る解体・撤去作業の施工前、施工中及び施工後の過程が分かるもの

(3) 自費解体・撤去に係る見積書（内訳書（様式第9号）を含む）及び契約書の写し

(4) 領収書その他自費解体・撤去に要する費用を支払ったことを証する書類の写し

(5) 自費解体・撤去に係るマニフェスト（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3又は同法第12条の5に規定する産業廃棄物管理票をいう。）の写し

(6) 代理人が申請する場合において次に掲げる書類

ア 委任状（様式第4号）

イ 運転免許証、旅券又は個人番号カードその他代理人の本人確認ができる書類の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、【市町村】長が必要と認める書類

(8) 損壊家屋等が共有である場合、所有者が死亡しており相続人が決まっていない場合、その他【市町村】長が必要と認める場合には、申請者から共有者等の同意書や宣誓書（様式第 10 号）の提出を求めることができる。

3 前項各号に掲げる書類は、特段の事情がある場合を除き、【令和〇年〇月〇日】以降に作成された原本を提出するものとする。

4 第 2 項の規定による申請の受付期間は、別に定める。

（審査等）

第 8 条 【市町村】長は、前条第 2 項の規定による申請書等の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る費用償還の決定及び償還金額の確定をしたときは、申請者に対し、自費解体・撤去に関する償還金交付決定通知書（様式第 5 号）によりその旨を通知するものとする。

2 【市町村】長は、申請書等の内容の審査の結果、費用償還が不相当と決定したときは、申請者に対し、自費解体・撤去に関する償還金不交付決定通知書（様式第 6 号）により、費用償還をしない旨を通知するものとする。

3 【市町村】長は、申請書等の内容の審査のため必要があるときは、現地調査その他必要な調査を行うものとする。

（償還金の交付請求等）

第 9 条 前条第 1 項の規定による費用償還の決定及び償還金の額の確定に係る通知を受けた者は、速やかに次に掲げる書類を【市町村】長に提出するものとする。

(1) 自費解体・撤去に関する償還金交付請求書兼口座振込依頼書（様式第 7 号）

(2) 前号に掲げるもののほか、【市町村】長が必要と認める書類

（費用償還決定の取消し等）

第 10 条 【市町村】長は、次の各号のいずれかに該当するときは、費用償還の決定を取り消すとともに自費解体・撤去に関する費用償還取消通知書（様式第 8 号）により通知する。既に交付された償還金があるときは、費用償還を受けた者に対し、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請又は不正な手段によって不当に償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、【市町村】長が不相当と認めたとき。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、【市町村】長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

様式第1号（共通提出書類）

自費解体・撤去に要する費用の償還申請書

令和 年 月 日

【市町村】長 様

申請者（解体・撤去の契約者）

申請者	フリガナ氏名※1		電話	自宅（ ） 携帯（ ）	— —
	現住所	〒			
家屋等所有者氏名			申請者との関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 親 ☐ その他（ ）	
代理人※2	フリガナ氏名		電話	自宅（ ） 携帯（ ）	— —
	申請者との関係	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 兄弟 ☐ その他（ ）			
	現住所	〒			
連絡先	※決定通知等の送付先になります ☐ 申請者と同じ ☐ 代理人と同じ ☐ その他 ※その他の場合には以下に連絡先を記入してください。				
	フリガナ氏名		電話	（ ） —	
	住所	〒			

※1：法人の場合は代表者氏名

※2：申請者本人の場合は記載不要

私は、【災害名】により損壊した下記の損壊家屋等について、その全部を解体及び当該解体により生じた廃材等の撤去・処理を業者に委託しましたので、その委託に要した費用についての償還を申請します。

記

損壊家屋等の解体・撤去の概要

損壊家屋等の所在地	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる（下記に記入してください。） 〒				
り災証明書又は被災証明書の取得状況		☐ 有・証明書番号（ ） ☐ 無			
対象家屋等	1. 住家 ☐ 全壊（ ）棟 ☐ 大規模半壊（ ）棟 ☐ 中規模半壊（ ）棟 ☐ 半壊（ ）棟 2. その他 ☐ 全壊（ ）棟 ☐ 大規模半壊（ ）棟 ☐ 中規模半壊（ ）棟 ☐ 半壊（ ）棟 ※納屋、倉庫、土蔵、事務所、店舗等の種類と数量 3. 被災民有地内に流入した災害廃棄物等 ☐ なし ☐ あり				
家屋等の現況	☐ 全部を解体・撤去済 ☐ その他（ ）				
契約日	令和 年 月 日 ※【令和〇年〇月〇日】までの日付				
支払金額（消費税込）	円				

裏面あり

自費解体・撤去に要する費用の償還申請に係る同意

申請を行うに当たり、以下の8点について同意します。

- 1 費用償還の対象となるのは、原則、罹災証明書又は被災証明書にて「全壊」【「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」】と判定された損壊家屋等について、その全部を解体及び当該解体により生じた廃材等の撤去・処理を業者に委託した場合です。
※家屋の一部を解体し、解体により生じた廃材等の撤去・処理を行った場合は、対象となりません。
- 2 償還額は、【市町村】が定めた基準により算定した額となりますので、解体業者等への支払金額を下回ることがあります。
- 3 費用償還の対象は、家屋等及び家屋等と一体として解体を行ったもののうち、【市町村】が解体・撤去が必要と認めるものです。
- 4 解体・撤去に関して関係権利者や近隣住民との紛争が生じた場合は、申請者がその責任において解決します。
- 5 費用償還に関して関係権利者との紛争が生じた場合は、申請者がその責任において解決します。
- 6 【市町村】が、費用償還に関する事務を行うために必要な範囲で、解体・撤去した当該家屋等の固定資産税の評価及び賦課に関する情報を閲覧・照会することに同意します。
- 7 本申請に関して、【市町村】が現地を確認するために敷地内に立ち入ることに同意します。
- 8 本申請書に記載された個人情報その他の情報については、【市町村】の本事業に関与する事業者を提供することに同意します。

(注記)

- 代理人による申請の場合は、申請者の委任状を添付してください。
- 申請の際に、運転免許証など本人確認ができる書類の確認・複写をします。

申請者

様式第2号 建物配置図（共通提出書類）

敷地内の家屋等を上から見たときの配置と概ねの形状を記載し、「住居」、「納屋」、「土蔵」等の名称を入れてください。解体・撤去した家屋等には「解体」と明示してください。

敷地内の建物は全て記入してください（解体しなかった家屋等を含む）。

（形状、寸法及び浄化槽や排水ます等の位置を、わかる範囲で記入してください。）

N
4

様式第3号 状況写真（共通提出書類）

※ 被災状況がわかる家屋等の写真（全体写真、家屋等の棟別の写真）を貼り付けてください。

この様式以外（現像写真をA4用紙に貼付又はパソコンから印刷したもの）も可
各工程ごとの解体前・解体中・解体後の写真も添付してください。

様式第4号（条件次第で必要な書類）

自費解体・撤去に要する費用の償還申請に関する委任状

令和 年 月 日

【市町村】長

(委任者)

ふりがな

氏 名

住 所

電 話

私は、下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

(該当の□にレ印を入れてください。)

- ☐ 下記の損壊家屋等の自費解体・撤去に要する費用の償還申請書及び当該申請に必要な書類を【市町村】に提出すること
- ☐ 申請書類に不備がある場合、当該申請の補正または取り下げをすること
- ☐ そのほか当該申請に関して必要な一切の権限

記

(代理人)

ふりがな

氏 名

住 所

電 話

- 1 解体・撤去に要した費用の償還を希望する損壊家屋等の所在地

- 2 解体・撤去に要した費用の償還を希望する損壊家屋等の種類、名称等

様式第 5 号

第 号
令和 年 月 日

様

【市町村】長 印

自費解体・撤去に関する償還金交付決定通知書

自費解体・撤去に要する費用の償還申請について、【災害名】に係る損壊家屋等の自費解体・撤去に要する費用の償還に関する要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

	受付番号	
1 償還金交付決定額	¥	
2 損壊家屋等の所在地	(千 ー)	

＊ 交付の条件は、次のとおりとします。

- (1) 自費解体・撤去に係る償還金交付請求書兼口座振込依頼書を、速やかに【市町村】長に提出すること。
- (2) 要綱の規定に違反したとき、虚偽の申請又は不正な手段によって不当に償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったときは、償還の決定の一部又は全部を取り消すとともに、既に交付されたものについては返還を命ずるものとする。

様式第 6 号

第 号
令和 年 月 日

様

【市町村】長 印

自費解体・撤去に関する償還金不交付決定通知書

自費解体・撤去に要する費用の償還申請について、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

- 1 受付番号
- 2 損壊家屋等の所在地
- 3 不交付とした理由

様式第7号（共通提出書類）

自費解体・撤去に関する償還金請求書兼口座振込依頼書

令和 年 月 日

【市町村】長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった自費解体・撤去に係る償還金を
請求します。

また、償還金の支払については、下記の口座名義人の預金口座へ振込を依頼します。

記

1 償還金請求額 ￥ _____

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 その他（ ）
支店名	本店・支店・支所・出張所
預金種別	普通 当座 貯蓄
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

※ 振込先は、申請者（解体工事の契約者）本人名義の口座に限ります。

令和 年 月 日

自費解体・撤去に関する償還取消通知書

様

【市町村】長 印

申請のあった費用償還について、下記のとおり取り消すことを決定しましたので通知します。

記

1 受付番号

2 損壊家屋等の所在地

3 取消理由

4 その他

【災害名】に係る損壊家屋等の自費解体・撤去に要する費用の償還に関する要綱第10条（償還決定の取消し等）に基づき、取消しを決定するよりも前に、所要経費を償還している場合は申請者に別途当該費用を求償する場合があります。

内 訳 書

お名前 _____ 様

解体場所 _____

住所
会社名
代表取締役
電話番号

区分	項目		数量	単位	単価（円）	金額（円）	備考	
①建物	上屋解体						仮設・解体工事・集積積込費・重機回送費・アスベスト調査費・諸経費を含む。	
	基礎解体							
小計								
②廃材運搬費						処分先までの距離：		
						処分先までの距離：		
						処分先までの距離：		
						処分先までの距離：		
	小計							
③廃材処分費								
	小計							
④諸経費						別途計上の場合		
⑤宿泊費								
⑥計	①＋②＋③＋④＋⑤							
⑦値引き								
⑧消費税	(計－⑦) ×10 %							
⑨計	⑥－⑦＋⑧							
⑩値引き								
合計額	⑨－⑩							
特記事項								

様式第 10-1 号（参考様式）

自費解体・撤去に要する費用の償還に係る同意書

令和 年 月 日

【市町村】長

（共有者・相続人等）

住 所 _____

氏 名 _____

私が所有（共有）する下記の建物に関して、以下のことに同意します。

- 1 申請者 _____ が、【市町村】に当該家屋等の自費解体の償還申請を行うこと。
- 2 上記申請に係る償還金を申請者 _____ が受領すること。
- 3 解体・撤去に関して関係権利者や近隣住民との紛争が生じた場合は、私を含む所有者（共有者）が、所有者の責任において誠意をもって対応すること。
- 4 費用償還に関して関係権利者との紛争が生じた場合は、私を含む所有者（共有者）が、所有者の責任において誠意をもって対応すること。
- 5 【市町村】が、費用償還に関する事務を行うために必要な範囲で、解体・撤去した当該家屋等の固定資産税の評価及び賦課に関する情報を閲覧・照会すること。
- 6 上記申請に関して、【市町村】が現地を確認するために敷地内に立ち入ることに同意します。
- 7 上記申請書に記載された個人情報その他の情報については、【市町村】の本事業に関与する事業者を提供することに同意します。

記

被災家屋等の所在地 _____

被災家屋等の数・種類 _____

申請者 氏 名（名称） _____

住 所（所在） _____

様式第 10-2 号 (参考様式)

自費解体・撤去に要する費用の償還に係る宣誓書

令和 年 月 日

【市町村】長

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____

私は、下記の家屋について、損壊家屋等の自費解体・撤去の償還に係る申請を致します。
当該申請に係る費用の償還について、申請者以外に権利者（共有者・法定相続人・所有者以外
の権利者）がいる場合において、仮に後日、紛争が発生したときは、私の責任において解
決することを宣誓いたします。

ついては、本宣誓書をもって費用の償還に関する手続を進めていただくようお願いいた
します。

記

1. 自費解体・撤去に要する費用の償還の対象となる損壊家屋等の所在地

2. (共有者・法定相続人・所有者以外の権利者) 全員から同意書を取得することができない事情

☐ (共有者・法定相続人・所有者以外の権利者) から応答がない

☐ その他 (_____)